

知多市総合評価競争入札試行要領

改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札及び政令第167条の13において準用する指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の試行対象は、一般競争入札及び指名競争入札を行うべき工事のうち、次の各号の型ごとに当該各号に定める工事として知多市指名審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が認めるものとする。

- (1) 標準型 技術的工夫の余地が大きく、技術力を審査し、評価する必要がある工事であり、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度並びに地域貢献度と入札価格を一体として評価することが妥当であるもの
- (2) 簡易型 技術的工夫の余地が比較的小さい工事のうち、技術提案（簡易な施工計画に関するものに限る）、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域貢献度と入札価格を一体として評価することが妥当であるもの
- (3) 特別簡易型 技術的工夫の余地が小さい工事のうち、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域貢献度と入札価格を一体として評価することが妥当であるもの

第3条 削除

(入札参加資格等の公告等)

第4条 一般競争入札において総合評価競争入札を採用しようとするときは、政令第167条の6に定める事項のほか、次の事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価競争入札による一般競争入札に係る落札者決定基準

(3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が特に必要と認める事項

2 指名競争入札において総合評価競争入札を採用しようとするときは、法令等に定めがある事項のほか、次の事項を通知しなければならない。

(1) 総合評価競争入札による指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価競争入札による指名競争入札に係る落札者決定基準

(3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が特に必要と認める事項

3 一般競争入札において総合評価競争入札を実施しようとするときは、入札参加資格として公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるよう当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事への配置予定技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

（落札者決定基準）

第5条 総合評価競争入札を行う場合は、当該入札に係る申込みについて価格その他の条件が知多市にとって最も有利なものとして決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項の規定により学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。

4 前項に定める意見の聴取は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において行うことができるものとする。

5 市長は、第3項による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、審査会の審査を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

（評価基準）

第6条 落札者決定基準における評価基準は、次に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価する項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置

予定技術者の能力に関する事項、地域精通度及び地域貢献度に関する事項等とし、第2条各号に掲げる型並びに当該工事の目的及び内容により必要となる要件に応じ設定するものとする。

(2) 前号に定める項目に対する得点配分は、当該工事における必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 落札者決定基準における評価の方法は、原則として次の式で計算して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。ただし、発注する工事によっては、その他の式で計算する評価値をもって行うことができる。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{標準点} \} \div (\text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(技術提案等に関する事項の審査)

第8条 政令第167条の10の2第5項の規定による場合は、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項に定める意見の聴取は、委員会において行うことができるものとする。

3 第1項による場合は、市長は、同項の意見を踏まえ、審査会の審査を経て、当該項目の得点を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 市長は、総合評価競争入札を採用する一般競争入札において、技術的能力の審査の結果、要件を満たしているときは、事前審査型一般競争入札の場合は入札審査結果確認通知をもって、事後審査型一般競争入札の場合は落札者決定通知書をもってその通知に代えることができるものとする。

2 前項の審査の結果、要件を満たしていないときは、入札に参加できない旨及びその理由を記載した書面により当該入札に参加しようとした者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加できない旨の通知を受けた者は市長に対し、通知がされた日の翌日から起算して5日（知多市の休日を定める条例（平成2年知多市条例第2号）第1条第1項各号に規定する知多市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に書面を持参し、説明を求めることができる

ものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日（休日を除く。）以内に書面により回答しなければならない。

（落札者決定の方法）

第11条 落札者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、評価値の最も高いものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札公告等において定めた要件を全て満たしていること。
- (3) 知多市低入札価格調査実施要領（令和6年3月26日施行）に基づき失格又は契約の内容に適合した履行がされないと判断されていないこと。

- 2 市長は、審査会の審査を経て、落札者を決定するものとする。

- 3 最も評価値が高い者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、第1項にかかわらず、その者を除き、入札に参加したもののうちで評価値の最も高い者を落札者としてすることができる。

（落札者の公表等）

第12条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者（以下「参加者」という。）に対し、落札者名及び参加者の評価値等評価の結果を通知するものとする。

- 2 参加者の評価値等評価の結果については、閲覧に供する方法によりこれを公表する。
- 3 前項の公表の期間は落札決定の日の翌日から1年間とし、公表の場所は総務部財政課とする。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。